

Moshe（モーシェ）利用規約

第1条（定義）

本規約によって定める条項は、Moshe（以下「当ジム」という）に適用されるものとします。

第2条（目的）

当ジムの利用者が、ジムの施設を利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

第3条（会員制度）

①当ジムは、会員制とします。

②当ジムに入会される方は、本規約を承諾し、所定の入会申込書等を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより入会が認められます。

③未成年者の入会に関しては、②の要件に加え、親権者により所定の親権者同意書を記入し、提出することにより入会が認められます。

第4条（非会員）

当ジムは、オーダーメイドレッスンのサービスにおいて、会員以外の利用が認められます。

第5条（利用資格）

次の各号のいずれかに該当する者は当ジムを利用することはできません。

- (1) 本規約、および当ジムの諸規則を遵守できない者
- (2) 本申込を行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- (3) タトゥー（タトゥーとの判断が困難なペインティング等も含みます。）のある者で、当ジム内（施設のみならず駐車場・駐輪場・その他の敷地を含みます。）においてタトゥーの露出を一切行わないことを同意できない者
- (4) 暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と当ジムが判断した者
- (5) 医師等により運動が禁じられている者
- (6) 伝染病・その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (7) その他、当ジムが会員としてふさわしくないと判断した者

第6条（入室管理）

①当ジムは、指静脈認証で入室管理を行います。

②会員と非会員を区別するために、2人以上の同時の入室は禁止とします。

③会員以外の利用が見受けられた場合には、無断で入室した者に違約金2万円が課せられます。（会員以外を故意に同伴させた当ジム会員においても同様に違約金2万円が課せられます。）

第7条（会費、手数料および諸料金）

- ①会費は、当ジムが別に定める金額を、当ジム所定の方法で支払うものとし、既納の会費・事務手数料・入会金等は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
- ②会費は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本入会規約に定める会費等を全て支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければなりません。
- ③当ジムは、別に定める会費、手数料、および諸料金の改定を行うことができます。改定を行う場合、当ジムは1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第8条（諸規定の遵守）

当ジムの利用者は、当ジムの諸規則他、以下を遵守しなければなりません。

- ①施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、および当ジムの説明並びに指示に従わなければなりません。
- ②施設利用時の服装は、当ジムが以下に定める禁忌事項を遵守します。
 - ・ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット（びょう）がついている衣類、履物または服飾品
 - ・サンダル、草履、長靴、またはヒールが高い履物、滑りやすい履物
 - ・裸足
 - ・スパイクシューズ等、施設または器具を傷つける可能性のある履物
 - ・その他、当ジムがふさわしくないと判断した服装、履物、装飾品
- ③当ジムにおいて以下の行為は禁止します。
 - ・いかなる営利活動、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動
 - ・当ジムのスタッフ以外が、他の会員に対し、パーソナルトレーニング等を行う行為
 - ・飲酒または喫煙、法律で禁止されている薬物等を使用すること
 - ・本規約に基づき、当ジムの利用を認められていない者を同伴させること
 - ・施設、器具、什器等を故意または過失により破損すること
 - ・大声、または奇声を発すること
 - ・他の会員、当ジムのスタッフに対して暴力的な行為・言動、性的な行為・言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる行為・言動を行うこと
 - ・その他、当ジムの秩序を乱し、その名誉、信用または品位を傷つけること
 - ・タトゥー（タトゥーとの判断が困難なペインティング等を含みます。）を露出させること

第9条（入室の禁止および退場）

①当ジムは、以下の各号のいずれかに該当する方の入室の禁止、または退場を命じることができます。

- (1) 本規約、および当ジム諸規則を遵守しない者
- (2) 入会に際し、虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者、または当ジムが第5条の利用資格を欠いていると判断した者
- (3) 飲酒などにより正常な施設利用ができないと判断した者
- (4) 著しく不潔な身体、または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
- (5) 自己の都合により会費等の全部、または一部を滞納し、支払わない者
- (6) 当ジムが入館の禁止、または退場を命じることが適切であると判断したものの

②当ジムへ入館禁止中の会員は、禁止中も会費を支払わなければならないものとします。

第10条（会員コースの変更）

①会員コースを変更する場合、原則として当ジムのスタッフ滞在日・滞在時間に来店し所定の手続きを行うものとします。（電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません。）

②会員コース変更手続きは、変更を開始する月の前月末までに行うものとし、その場合、コース変更開始希望月の1日より変更扱いとします。

第11条（休会および復帰）

①会員は、疾病、その他やむを得ない事由で当ジムを1ヶ月以上利用できないと当ジムが認めた場合、所定の休会届にて手続きを行った上で、月単位で当ジムを休会することができます。

②休会手続きは、原則として当ジムのスタッフ滞在日・滞在時間に来店し所定の手続きを行うものとします。（電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません。）

③休会手続きは、休会を開始する月の前月末までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。

④休会する会費は、別に定める休会費を支払うものとします。

⑤休会していた会費は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当ジムに復帰扱いになります。その場合は、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第12条（退会）

- ①会員が自己の都合により当ジムを退会する場合は、所定の退会届にて手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。
- ②退会手続きは、原則として当ジムのスタッフ滞在日・滞在時間に来店し所定の手続きを行うものとします。（電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません。）
- ③退会手続きは、退会を希望する月の前月末までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。
- ④会費等の全部または一部が未納の場合は、退会月までに完納しなくてはなりません。
- ⑤会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- ⑥会員が自己の都合により会費等の全額または一部を2ヶ月間滞納した場合、退会扱いとします。また滞納については全額現金または当ジムが指定した方法で支払わなくてはなりません。

第13条（諸手続き）

- ①会員が入会申込み時に記載した内容に変更があった時は、速やかに当ジムにおいて変更手続きをしなければなりません。
- ②当ジムから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所やメールアドレス等あてに行い、その発信をもって効力を有するものとし、未達または延着となっても、発信後の責を負いません。

第14条（会員資格の停止および除名）

- ①当ジムは、会員が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一次停止し、または当該会員を本ジムから除名することができます。
 - (1) 本規約（第8条を含み、これに限られない）および当ジムの諸規則を遵守しないとき
 - (2) 当ジムにおいて、第5条に定める利用資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し、虚偽の申告をし、あるいは利用資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
 - (3) 第12条第6項に該当したとき
 - (4) その他、当ジムにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めるとき
- ②会員資格停止中の会員または当ジムから除名された会員は当ジムの施設を使用することができません。なお会員は会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。
- ③第1項による会員資格停止中の会員または当ジムから除名された会員に対して、当ジムは資格停止期間中または除名後の会費等について、前納分または既払分の会費等があっても返還は行いません。

第 15 条（会員資格の喪失）

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- ・退会
- ・死亡
- ・除名
- ・当ジムを閉鎖したとき

第 16 条（会員資格の譲渡・相続・貸与）

当ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第 17 条（営業日および営業時間）

①当ジムは、スタッフの不在日、夜間は無人での営業となります。

②当ジムの営業日、営業時間および受付時間については、別に定めます。ただし気象、災害、社会情勢等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第 18 条（施設の利用制限）

①当ジムは、次の理由により施設の全部、または一部の利用を制限することがあります。

そのような制限がなされる場合でも、会員の会費等の支払義務が停止されることはありませんが、休業が長期化する場合にはこの限りではありません。

- ・気象、災害、社会情勢等により会員にその災害が及ぶと当ジムが判断し、営業が困難と認めたとき
- ・施設の点検、補修または改修をするとき
- ・法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
- ・その他当ジムが休業を必要と認めたとき

②前項の場合、1 週間前までにその旨をホームページにて告知します。ただし、気象、災害、社会情勢等によって緊急を要する場合には、予告時間を短縮することができます。

第 19 条（賠償責任）

①会員が、オーダーメイドレッスン以外でフィットネススペースを利用中に負傷または後遺症が残った場合、死亡した場合についても自ら責任を負うこととし、当ジムは一切の責任を負いません。

②当ジム内（当ジム駐車場・駐輪場も含む）で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当ジムは一切の責任を負いません。

③利用者は、自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第20条（解散）

- ①当ジムは、止むを得ない事情による場合、3ヶ月前の予告をすることにより、当ジムを解散することができます。
- ②解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告時間を短縮することができます。
- ③当ジムの解散の場合は、当ジムは会員に対し特別な補償は行いません。

第21条（通知予告）

本規約および当ジムの諸事情に関する通達または予告は、当ジム所定の場所に提示する方法により行います。

第22条（本規約その他の諸事情の改定）

当ジムは、本規約、細則、利用規定、その他の当ジムの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての利用者に適用されます。

附則

本規約は2020年3月26日より発行します。

以上
Moshe（モーシエ）